

利用料金表

令和04年04月現在

1. 基本利用料金

要介護1～2	1,076 単位/月
要介護3～5	1,398 単位/月

この基本料金は事業所の担当利用者件数により金額が変わることがあります。

2. 加算料金

初回加算	300 単位/月	新規、要支援→要介護、要介護度が2区分以上変更の場合
特定事業所加算Ⅱ	407 単位/月	事業所評価の加算。主任ケアマネ配置、常勤介護支援専門員3名以上配置、定期的な会議、24時間連絡体制、計画的研修の実施、包括からの依頼受け入れ、法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備、包括等が実施する事例検討会等への参加、他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で事例検討会開催、減算適用を受けていない等が条件。
入院時情報連携 加算Ⅰ 加算Ⅱ	200 単位/月 100 単位/月	入院されるにあたり、入院先の職員に対して必要な情報を3日以内に提供した場合に算定。 同じく、4日以上7日以内に提供した場合に算定。
退院・退所加算 加算Ⅰ 加算Ⅱ 加算Ⅲ	450 単位/月 600 単位/月 600 単位/月 750 単位/月 900 単位/月	入院・入所されていた方が、退院・退所するにあたり病院・施設の職員と面談を行い、必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成しサービスの利用の調整を行った際に算定。入院・入所期間中に3回まで。加算Ⅲを算定できるのは、そのうち1回以上入院中の担当医との会議（退院時カンファレンス等）に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位 ×2回/月	病院の職員と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じてサービス利用に関する調整を行った場合。
通院時情報連携加算	50 単位/月	病院又は診療所において診察を受ける時に同席し、医師等に対して情報提供を行うとともに医師等から情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に算定
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位/月	在宅で死亡した利用者に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス事業者に提供した場合に算定。

※ 厚生労働大臣が定める基準額（介護報酬の告示上の額）によるものとし、福井市は地区区分が「7級地」であるため、上記1. 2. の表の単位数に10. 21円を乗じた金額となります。

※ 重要事項説明書 1に記載されているサービス提供地域以外にお住まいの方は、上記1. 2. の表の金額に5%を加算した金額となります。

※居宅介護支援契約の解約の際の料金は頂きません。